明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業法第十条第二項等の合併及び分割の認可の申請手続に関する省令（経済産業一四）　一
○卸電力取引所の指定等に関する省令（同一五）　四

〔告　示〕
○平成二十八年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件（文部科学四四）　七
○秋田空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通四五三）　三
○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（同四五四）　三
○新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四五五）　三
○大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四五六）　三
○広島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四五七）　三
○福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四五八）　三
○鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四五九）　三
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同四六〇）　三
○関西国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（同四六一）　三
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（同四六二）　三
○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める件（同四六三）　三
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（同四六四）　三
○航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する件（同四六五）　三
○航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件（同四六六）　三
○環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境二一）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事完了、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○経済産業省令第十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十条第二項及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条による改正前の電気事業法第十条第二項を実施するため、電気事業法第十条第二項等の合併及び分割の認可の申請手続に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法第十条第二項等の合併及び分割の認可の申請手続に関する省令

（用語の定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一般送配電事業の合併及び分割の認可申請）

第二条　法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第一の合併認可申請書又は様式第二の分割認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　合併又は分割を必要とする理由を記載した書類
二　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
三　合併又は分割の条件に関する説明書
四　合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
五　合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別の需要見込み及び供給の計画
六　当事者の一方が一般送配電事業者以外の者である場合は、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
七　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般送配電事業の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
八　主たる技術者の履歴書
九　様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

2　経済産業大臣は、法第十条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（みなし小売電気事業者の合併及び分割の認可申請）

2　改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第五の合併認可申請書又は様式第六の分割認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　合併又は分割を必要とする理由を記載した書類
二　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
三　合併又は分割の条件に関する説明書
四　合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第七の事業収支見積書
五　合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎事業年度における用途別の需要見込み及び供給の計画